

西宮の沢2条3丁目における爆発火災事故により被災された皆さまへ

このたびの事故により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
手稲区役所では関係機関と連携し、皆さまの生活再建をサポートしてまいります。

「被災証明書」の発行

手稲消防署で申請書の提出に基づき発行します。消防がまだ確認に来ていない場合はご連絡ください。

詳細 手稲消防署予防課 ☎681-2100

防犯対策とパトロール

空き巣や不審者防止のため、手稲警察署が夜間パトロールを強化しています。不審な点があれば、すぐに110番通報してください。

詳細 手稲警察署地域課 ☎686-0110

被災ごみの処分

家財（大型の家具等を含む）やガラス破片は通常のごみと同様のルールに基づき、それぞれの曜日、大型ごみ（有料）として排出してください。

また、敷地内に飛来したがれき等は「ボランティア袋」で排出可能です。ボランティア袋に収まりきらないものと併せて別途収集する方向で検討中ですので、そのままの状態ですとひとまとめにして保管いただくようお願いいたします。

詳細 環境局西清掃事務所 ☎664-0053

除排雪の優先実施

復旧作業や支援活動に支障がないよう、優先して除排雪を進める必要のある生活道路を定め、2月13日（金）から着手しています。

詳細 手稲区土木センター

・赤い羽根「災害見舞金」

災害等により家屋に甚大な損害を受けた場合、災害見舞金（2万円又は1万円）の支給を受けられる可能性があります。

・生活福祉資金（福祉資金）

他の貸付制度を利用することが困難な世帯を対象に、住宅復旧や家財購入のための資金貸付を行っています。

詳細 手稲区社会福祉協議会 ☎681-2644

ライフライン（水・ガス）の安全

水道：避難で休止する場合や、水抜きができない場合は相談してください。

詳細 水道局北部料金課 ☎762-7200

ガス：2月13日から3日間程度で、ガスメーターおよびガス配管に関する再度の安全点検を実施しています。ご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

詳細 北ガスジェネックス保安センター ☎783-7724/24時間受付

市営住宅への一時入居

自宅が損壊し、避難中の方を対象に、市営住宅への入居相談を受け付けています。

期間：原則3か月（最大1年まで延長可）

家賃：当初3か月間無料

（共益費・光熱費等は自己負担）

備考：入居まで1～2週間。事前下見は不可。

その他、諸条件があります。

詳細 都市局住宅課 ☎211-2806

こころの相談

強いストレスにより、気分が落ち込む、眠れないといった症状が出るのは「正常な反応」です。不安な方は一人で抱え込まずにご相談ください。

●手稲保健センター

☎681-1211

●札幌こころのセンター

☎622-0556（平日9～17時）

☎0570-064-556（平日17～21時、土日祝10～16時）

市税、国保・後期高齢・介護・年金保険料等について

災害等により家屋に甚大な損害を受けた場合は、市税（固定資産税、市・道民税）、各種保険料や医療・福祉サービスの自己負担の減免・減額を受けられる可能性があります。これらの制度について、詳しく知りたい方や、支払が難しい方は下記までお問い合わせください。

- | | | |
|-------------------------------|---------------|-----------|
| ●市民税の減免について | 西部市税事務所市民税課 | ☎618-3914 |
| ●固定資産税の減免について | 西部市税事務所固定資産税課 | ☎618-3918 |
| ●市税（固定資産税及び市・道民税等）の納付に関する相談 | 西部市税事務所納税課 | ☎618-3913 |
| ●所得税の減免・確定申告期限の延長 | 札幌西税務署 | ☎666-5111 |
| ●国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免 | 手稲区役所保険年金課 | ☎681-2575 |
| ●国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の減免・徴収猶予 | 手稲区役所保険年金課 | ☎681-2568 |
| ●国民年金保険料の免除・猶予 | 手稲区役所保険年金課 | ☎681-2584 |
| ●介護・福祉サービスを利用した際の自己負担額の減額・免除 | 手稲区役所介護障がい担当課 | ☎681-2491 |

※国民健康保険や国民年金以外の社会保険制度にご加入の方は、お勤め先の担当部署や各保険者窓口（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）へ直接お問い合わせください。

便乗詐欺、悪徳商法に注意

災害後は、点検を口実にした商法や、不当な高額請求を行う業者が横行しやすくなります。また、区役所や消防が電話で手数料を請求したり、突然訪問して現金を要求することはありません。不審な点があれば警察(110番)や、札幌市消費者センター（☎728-2121）に相談してください。

その他ご不明な点がある場合は、まちづくりセンター、手稲区総務企画課広聴係までお問い合わせください。

富丘西宮の沢まちづくりセンター ☎685-4745
手稲区総務企画課広聴係 ☎681-2432